

○松山衛生事務組合職員の定年等に関する条例施行規則

制 定 令和5年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山衛生事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 条例の施行に関しては、この規則に定めるもののほか、松山市職員の定年等に関する条例施行規則（令和5年松山市規則第24号）を準用する。

(特定管理監督職)

第3条 条例第4条の規定によりその例によるとされた松山市職員の定年等に関する条例（昭和59年松山市条例第13号）第9条第3項の規則で定める管理監督職は、所長とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

付 則（令和5年3月31日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。